

職員処遇に関する取り組み

当法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を取得し職員の賃金向上に努めています。

処遇改善手当

- ・ 処遇改善手当（47,000円を上限に給料の24%）を支給
- ・ 3月に一時金を支給（加算の残余がある場合）

処遇改善手当（勤続10年以上で主任以上の有資格者対象）

- ・ 処遇改善手当（67,000円を上限に給料の25%）を支給
- ・ 3月に一時金を支給（加算の残余がある場合）

キャリアパス

- ・ 経験年数及び人事評価基準による昇給制度
- ・ 福祉にかかわる国家資格取得のため受験資格取得のための補助

職場環境等

- ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇、退職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ 心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩スペース等の整備
- ・ 非正規職員から正規職員への転換